

付 属 資 料

1. 法令による事務配分
2. 大阪市総合計画実施計画
(公害防止 昭和41～50年)
3. 大阪市公害対策審議会に対する諮問及び
同審議会の答申
4. 陳情公害処理の累年変化
5. 公害関係予算総括表
6. 大阪市公害対策関係事務分掌表
7. 公害対策関係組織機構図
8. 公害対策関係職種別職員数
9. 公害関係協議会等一覧表

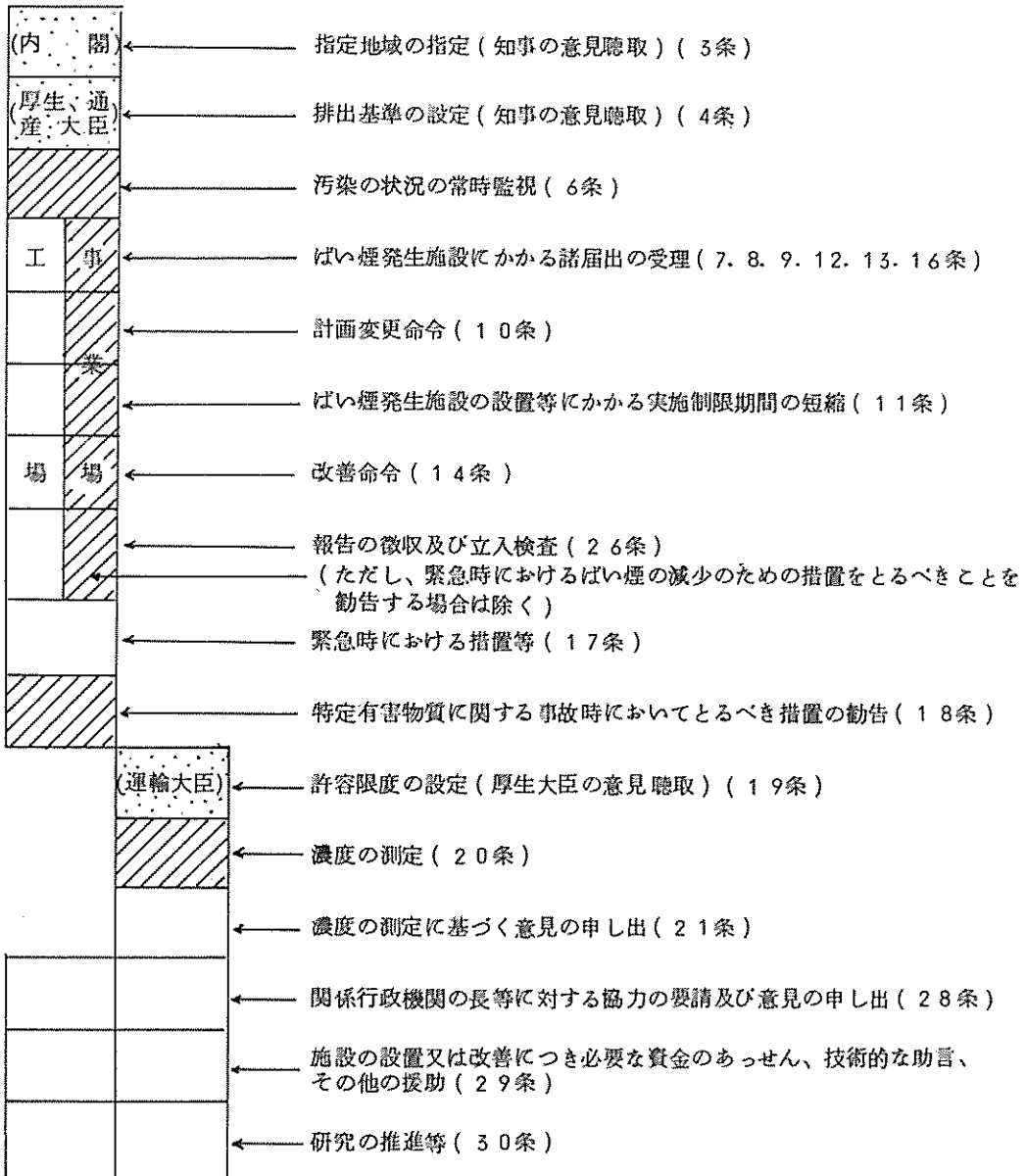
1. 法令による事務配分

(1) 大気汚染防止法

法 4.3.12. 1施行
 施行令 4.3.12. 1施行
 最近改正 4.5. 2. 1施行

ばい煙
 ガス
 自動車
 排出ス




凡例
 国の事務
 知事の事務
 政令で市長に委任された事務



(2) 騒音規制法

法 43.12.1 施行
 施行令 43.12.1 施行

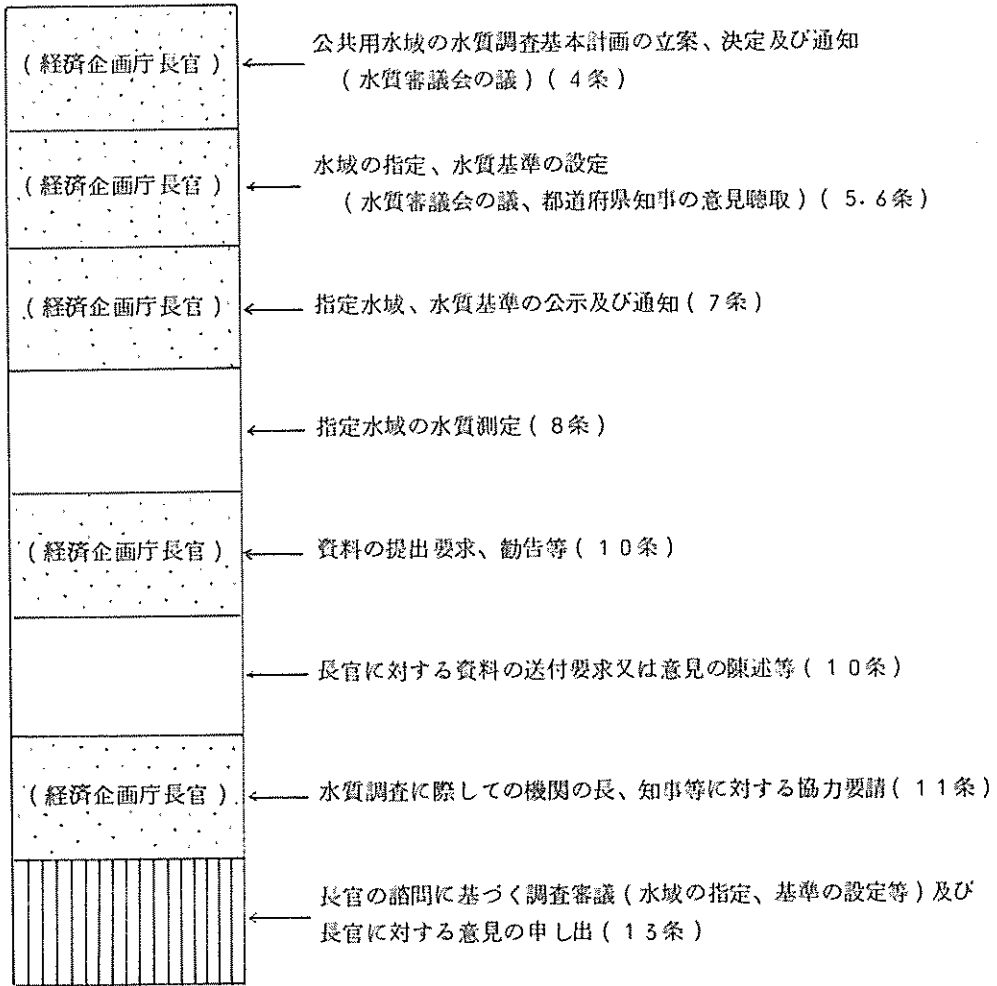
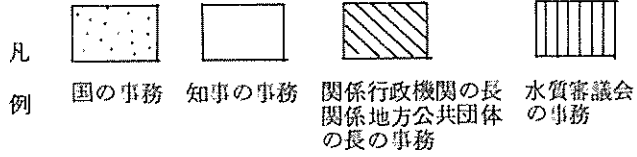
騒音
 特定建設作業音

凡 例
 国の事務
 知事の事務
 市町村の、又は政令で市長に委任された事務

(内閣)	(内閣)	← 特定施設、特定建設作業の指定 (2条)
		← 騒音規制の地域指定、変更、廃止 (3条) (市町村長の意見の聴取)
(厚生・農林・通産大臣)	(厚生・建設大臣)	← 規制地域指定の公示方法等について定め (3. 4. 6. 7. 8. 14条)
同上		← 規制地域の指定の基準及び規制の基準の定め (4条)
		← 規制基準の設定 (4条)
		← 特別の規制基準の設定 (4条)
		← 届出等の受理 (6. 7. 8. 10. 11. 14条)
		← 計画変更勧告 (9条)
		← 改善勧告 (12条・15条)
		← 改善命令 (12条・15条)
	(厚生・建設大臣)	← 特定建設作業を規制する地域を指定する基準の定め (14条)
		← 特定建設作業を規制する地域の指定 (14条)
	(厚生・建設大臣)	← 勧告にかかる基準の設定 (15条)
		← 報告の徴収及び立入検査 (20条)
		← 関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の申し出 (22条)
		← 施設の設置に対する資金のあっせん等技術的な助言その他の援助 (23条)
		← 研究の推進等 (24条)

(3) 公共用水域の水質の保全に関する法律

法 34. 3. 1施行
 最近改正 45. 6.10施行
 施行令 34. 3. 1施行
 最近改正 45. 6.10施行

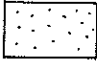





(4) 工場排水等の規制に関する法律

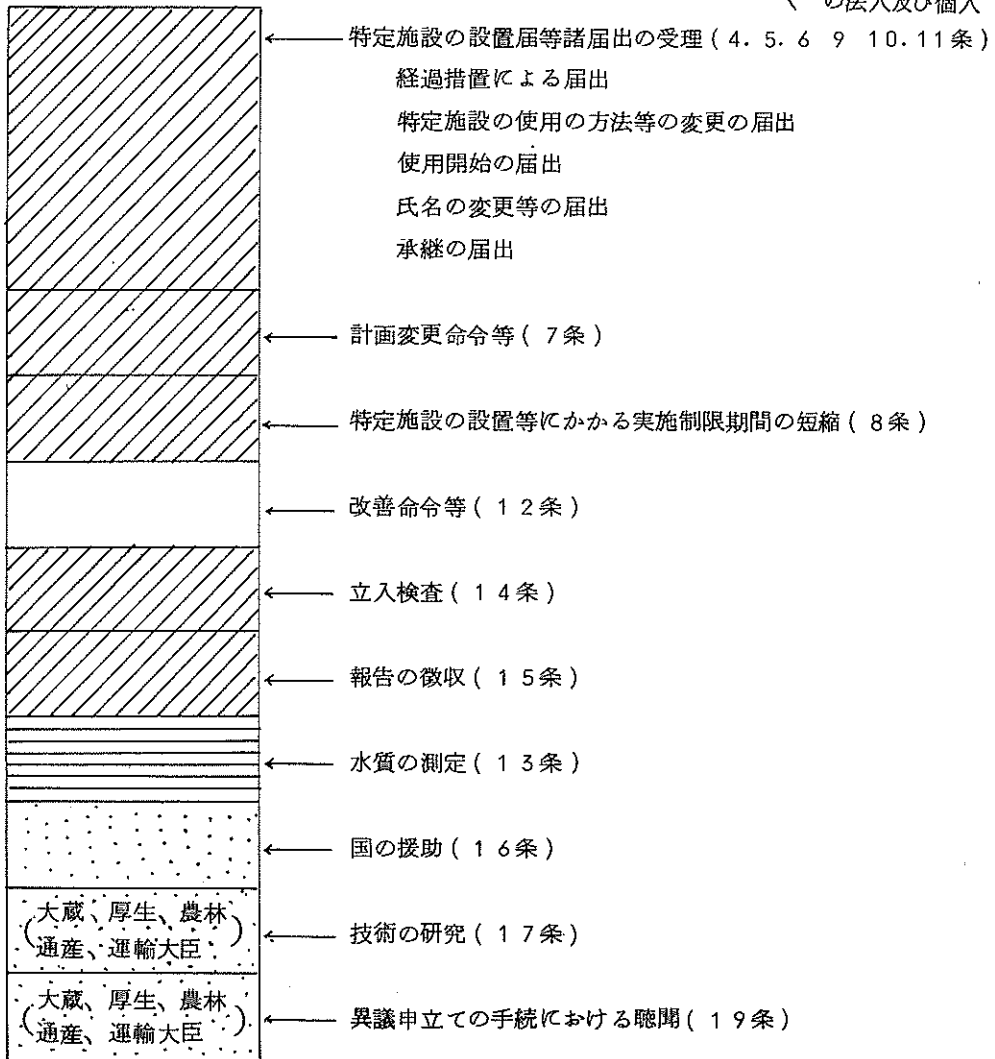
法 34. 3. 1 施行
 最近改正 37.10. 1 施行
 施行令 34.12.28 施行
 最近改正 45.1. 1 施行

(ただし、本表の適用は昭和45年11月1日から)

凡 例

			
国の事務	知事の事務	地方自治法により市長に委任された事務	水質の測定義務者の事務

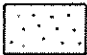


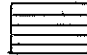
(資本金1,000万円以上の法人
 従業員300人以上の法人及び個人)



(5) 工場排水等の規制に関する法律

法 34. 3. 1施行
 最近改正 37.10. 1施行
 施行令 34.1.2.28施行
 最近改正 45. 5. 1施行

(ただし、本表の適用期間は
 昭和45年10月31日まで)

凡    
 例 国の事務 知事の事務 地方自治法により市長に委任された事務 水質の測定義務者の事務

(資本金1,000万円以上の法人
 従業員300人以上の法人及び個人)



海陸大通通大 運運蔵産産阪 局局大業業市 長長臣長臣長	←	特定施設の設置届等諸届出の受理 (4. 5. 6 9 10. 11条) 経過措置による届出 特定施設の使用の方法等の変更の届出 使用開始の届出 氏名の変更等の届出 承継の届出
船自バル石発 動車ル油発 船整備紙学 備業又紙工業 製など品加業 造2工品7工 業業造業業 業種業種業	←	計画変更命令等 (7条)
	←	特定施設の設置等にかかる実施制限期間の短縮 (8条)
	←	改善命令等 (12条)
	←	立入検査 (14条)
	←	報告の徴収 (15条)
	←	水質の測定 (13条)
	←	国の援助 (16条)
(大蔵、厚生、農林 通産、運輸大臣)	←	技術の研究 (17条)
(大蔵、厚生、農林 通産、運輸大臣)	←	異議申立ての手續における聴聞 (19条)

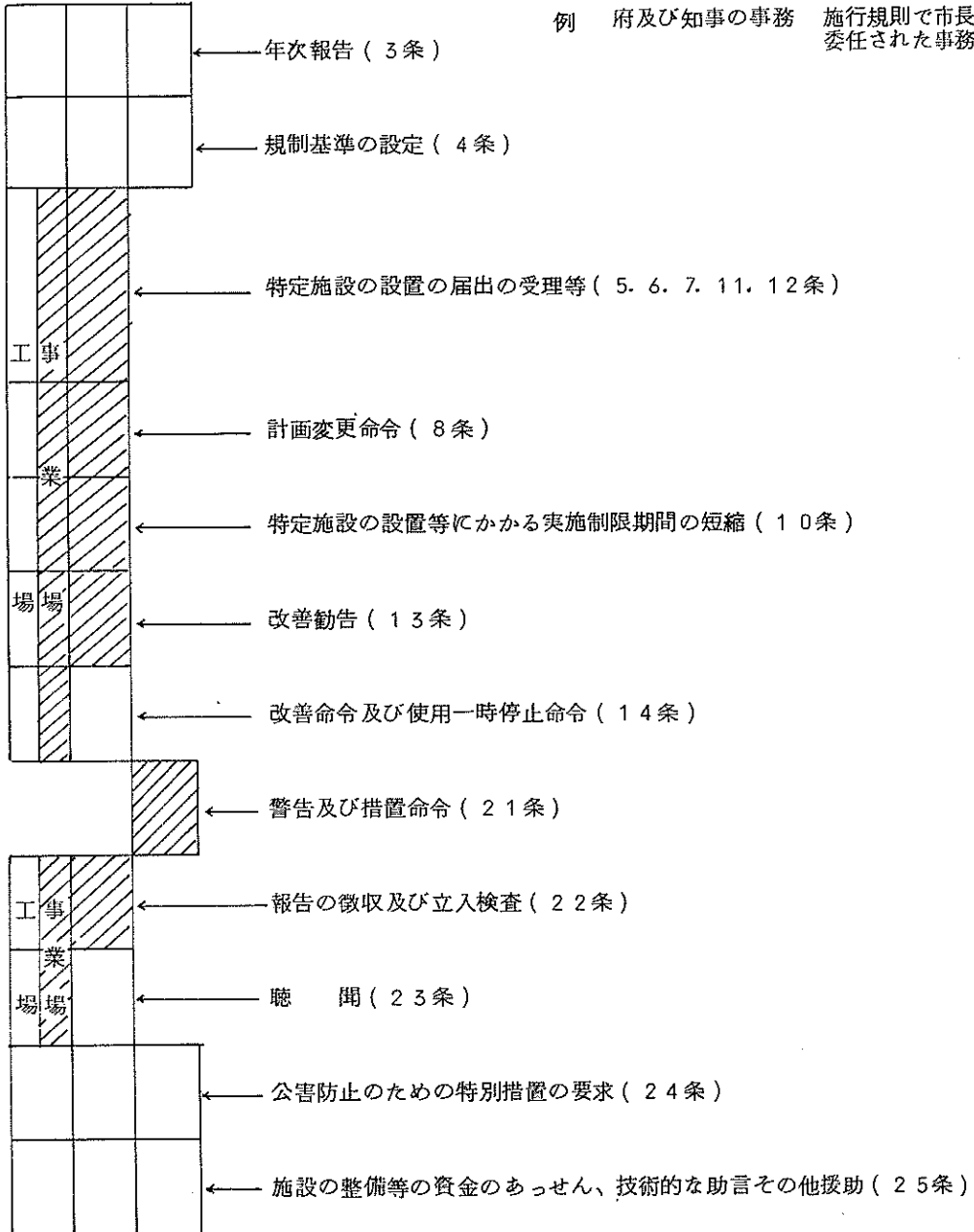
(6) 大阪府公害防止条例

① 大気関係

条例 45. 4. 1 施行
 施行規則 45. 4. 1 施行
 最近改正 45. 9. 1 施行

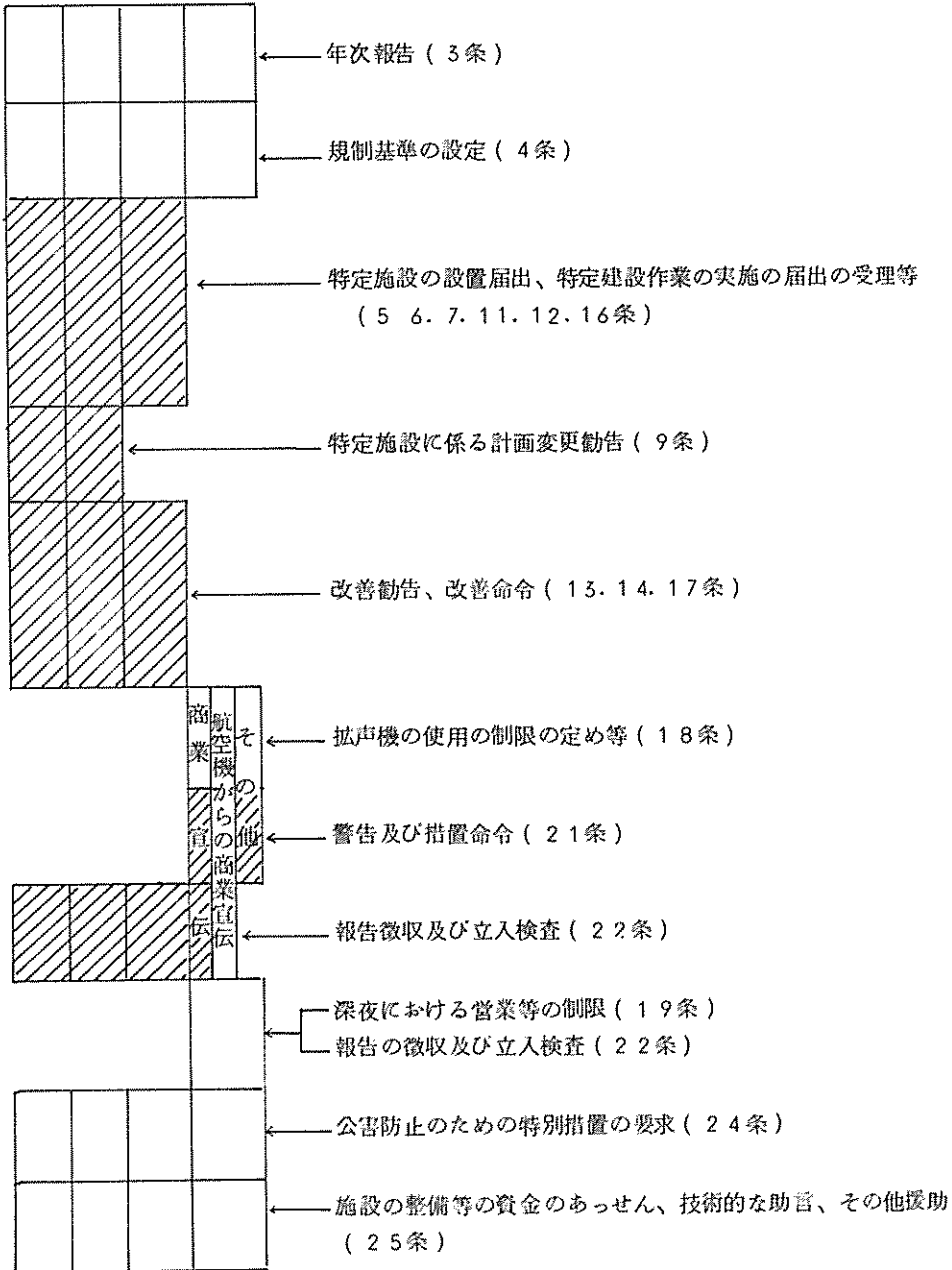
ば 悪粉ガ屋焼
 い じ 外行
 煙 臭んス 燃為

凡 例  府及び知事の事務  施行規則で市長に委任された事務

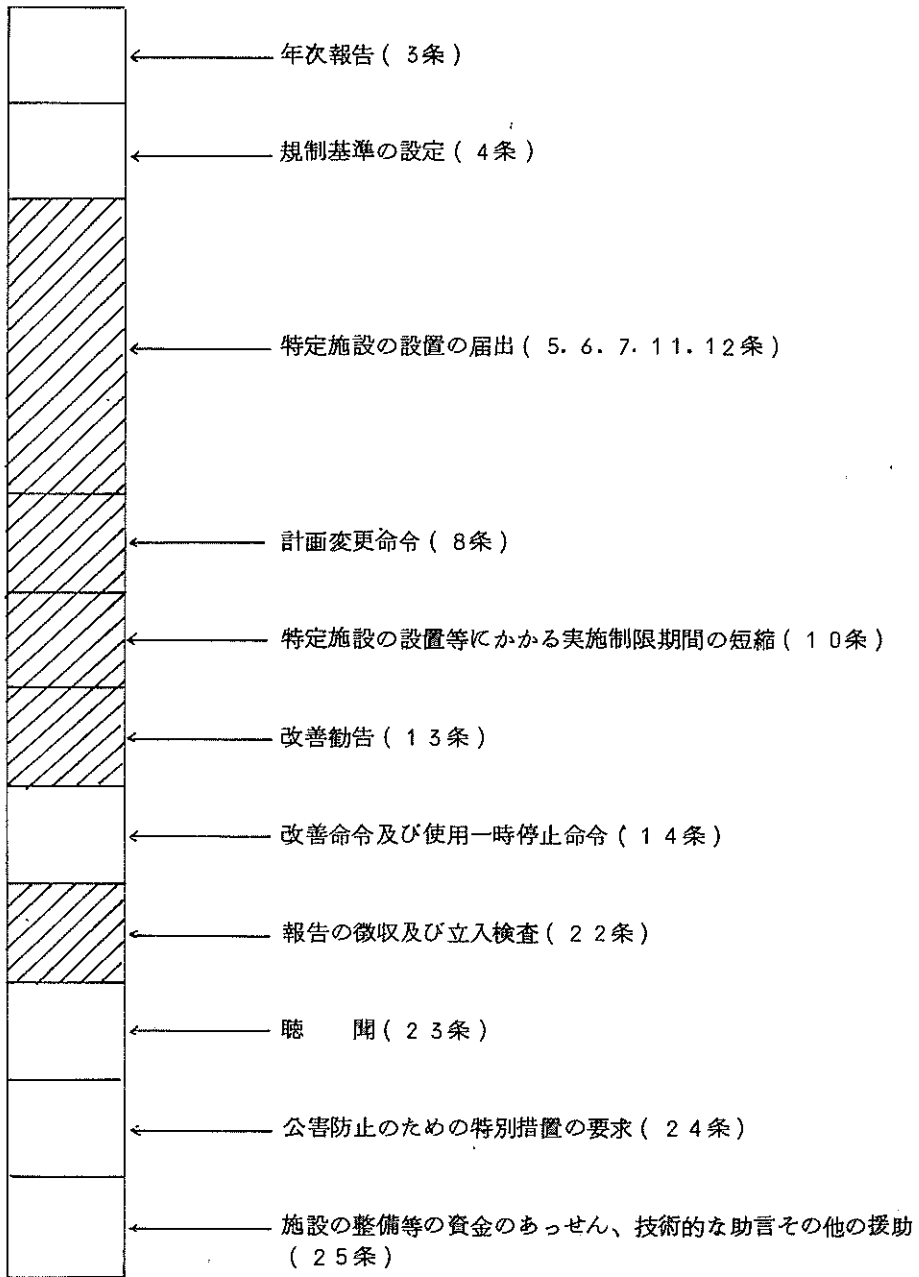


② 騒音・振動関係

騒音 振動 特定建設音 拡声機騒音



③ 水 質 関 係



2. 大阪市総合計画実施計画

(公害防止 昭和41年～50年)

基本構想に示された住みよい働きよい町づくりを実現するため、50年度までに次の基準を目標に、以下の事業を行なう。

目 標 基 準

① 大 気 汚 染

国 の 環 境 基 準	い お う 酸 化 物	1時間値 0.2 ppm 以下の時間数 1日平均値 0.05 ppm 以下の日数 1時間値 0.1 ppm 以下の時間数 1時間値の平均値	年間総時間数の99.0%以上 年間日数の70.0%以上 年間総時間数の88.0%以上 0.05 ppm 以下
	一 炭 酸 素 化	1時間値の平均 連続する8時間 連続する24時間	20 ppm 以下 10 ppm 以下
大 阪 市 管 理 環 境 基 準	浮遊粉じん(1日平均)		0.5 mg/m
	降下ばいじん(1月平均)		10 t/cm ²

ただし、いおう酸化物の閣議決定は昭和44年2月12日、また一酸化炭素の閣議決定は昭和45年2月20日。

② 水 質 汚 濁

(生活環境に係る環境基準)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				水 域	達成 期間
		PH	BOD	SS	DO		
AA	水道 1級 自然環境保全 およびA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	ppm 1以下	ppm 25以下	ppm 7.5以上	——	
A	水道 2級 水産 1級 水浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	——	
B	水道 3級 水産 2級 およびC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	淀川下流(宇治川合流点から 長柄堰まで)	ハ
C	水産 3級 工業用水1級 およびD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	大川(全域)	イ
D	工業用水2級 農業用水 およびEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	淀川下流(長柄堰より下流) 堂島川(全域)	イ イ
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2以上	土佐堀川(全域) 安治川(全域) 道頓堀川(全域) 尻無津川(全域) 木津川(全域) 住吉川(全域) 六軒家川(全域) 正蓮寺川(全域) 木津川運河(全域) 十三間堀川(全域) 大和川下流(浅香山から下流) 寝屋川(全域) 神崎川(安威川、猪名川 を除く神崎川)	ハ イ ハ ロ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
3. 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

ただし、基準値の閣議決定は、昭和45年4月21日、また水域並びに達成期間の閣議決定は、昭和45年9月1日。

(人の健康に係る環境基準)

国の環境基準	項目	シアン	総水銀	アルキル水銀	有機リン	カドミウム	鉛	クロム(6価)	ヒ素
	基準値	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.01ppm以下	0.1ppm以下	0.05ppm以下	0.05ppm以下

ただし、昭和45年4月21日閣議決定され、全公共用水域に適用。

③ 騒音

一般住宅地域の騒音レベル	夜間40ホン以下、昼間50ホン以下
商業又は工業地域の騒音レベル	夜間50ホン以下、昼間60ホン以下

(1) 大 気 汚 染

ア 大気汚染状況を常時適確に把握し、科学的能率的な汚染対策を実施するため、テレメーターシステムによる大気汚染常時監視機構を整備する。このためモニタリングステーション10、自動車排出ガスステーション6、タワー観測ステーション1、管理センター（情報処理装置を含む）1、を設置し、移動観測車2を配置する。

イ いおう酸化物の防除のため次の事業を行なう。

(ア) 排 出 規 制

- ① 大発生源工場（6.3工場）については、環境基準達成計画（ブルースカイ計画第1号）として、低いおう燃料の使用、煙突の高度化、排煙脱硫装置の設置等を推進する。
- ② 都心部におけるビル暖房等の施設（約550事業場）については、ブルースカイ計画第2号として、低いおう燃料を使用せしめる。更に新設事業場に対しては、いおう酸化物を排出しない冷暖房施設（たとえば、電気又はガスによる）または地域冷暖房施設の設置を推進する。
- ③ 中小発生源工場（約2,000工場）に対しても、ブルースカイ計画第3号として低いおう燃料の使用、煙突の高度化等を推進する。
- ④ 燃焼によらないいおう酸化物の発生源工場（約30工場）については、更に効率のよい除去施設の技術開発に対し本市も協力し、その設置を推進する。

(イ) 工 場 移 転

各行政区における汚染濃度、気象条件および発生源工場の地域的

分布に基づき、住居地域内の発生源工場約480(敷地面積82ha)を適地へ移転する。

480工場のうち、大規模あるいは、集中立地の160工場(62ha)は、都市開発資金等により住宅、公園、その他公共施設用地として積極的に転用し、残る320工場(20ha)は、公害防止事業として移転事業を実施する。

(ウ) 融 資 助 成

中小工場にかかる公害防止装置、施設等の設置又は改善にあたっては、本市および府が事業費について融資助成を行なう。

ウ 浮遊粉じんおよび降下ばいじんについては、エネルギー源の転換、技術開発等により減少傾向にあり、現在のまま推移すれば、50年までには目標基準が達成される見込みである。

悪臭その他の有害ガスの発生源工場については、適地への移転および除去施設の技術開発に対し本市も協力し、その設置を推進する。

エ 自動車排出ガスについては、一酸化炭素をはじめその他の有害物質の排出規制の強化ならびにこれらの除去のため、自動車構造および燃料の改良、動力源の転換を含む技術開発等を国に要望するが、自動車交通から発生する公害については、交通騒音の防止等も含め、住区構想に基づく街区形態の整備とともに、これに応じた交通体系について抜本的な検討を進める。

(2) 水 質 汚 濁

都市河川方式を適用し、下水道整備、河川整備および工場・下水道排水の水質規制により、目標基準を達成する。

- ア 淀川、大和川については、上流各都市の下水道整備促進等水質保全のための諸措置を国をはじめ関係諸機関に要望する。
- イ 寝屋川、神崎川については、流域下水道の整備を促進し、特に固有水量の少ない寝屋川には淀川から浄化用水を導入する。
- ウ 市内河川汚濁の主要原因である工場排水は、必要な前処理を行なった後、公共下水道に収容する。工場の汚水処理施設の設置又は改善に際しては、本市及び府が融資助成を行なうとともに、公害防止事業団等を活用し共同施設設置をあっせんする。
- エ 水質汚濁状況を常時適確に把握し、科学的、能率的な汚濁対策を実施するため、テレメータシステムによる水質汚濁監視機構を整備する。
- オ 市内河川のうち、自浄作用を促進する必要があると考えられる河川については、エアレーション等による浄化を検討する。

(3) 騒音振動

- ア 現在、一部の住居地域では望ましい騒音レベルに保持されているが、その他の住居地域では望ましいレベルを越えているところが多い。このため、住居地域内の騒音振動発生源工場約1,100工場(敷地面積85ha)が移転を要するので、そのうち約20工場(27ha)は公園、住宅等の公共施設用地として転用し、残りは中小企業対策として公害防止事業団事業の活用等により移転を促進する。
- イ 工業地域においては、附近の住宅等に影響の大きい工場に対し、防除処置を指導し、必要な場合本市および府が融資助成を行なう。
- ウ 交通騒音については、交通機関の騒音の防止施策の強化を国に要望

するとともに、住区構想に基づく街区形態の整備とこれに応じた交通体系について抜本的な検討を進める。

なお、最近の航空機利用の飛躍的な進展によってジェット機化、飛行機の大型化がはかられ、航空機騒音の問題が深刻化しつつあるのでこれの抜本的な対策を国に対して要望する。

(4) 地 盤 沈 下

依然として可成りの地盤沈下をつづけている市内東部地区において沈下を停止させるため、工業用地下水汲上げの規制区域を拡張し、新たに規制が行なわれる東住吉区および生野区の各一部の53工場に対し、工業用地下水の代替水1日11,000 m^3 を供給するため、第4回工業用水道拡張事業により配水管22Kmを布設する。

また、これら地区における沈下の最大原因となっている府下の東部隣接諸都市における地下水汲上げ規制の強化を要望する。

なお、西部臨海地区について、高潮対策事業を推進する。

(5) 産 業 廃 棄 物

土砂、がれき、廃油、廃酸、廃アルカリ等事業活動にもなって発生する産業廃棄物については、広域的、科学的に処理する必要があるので、府およびその他の関係機関との協力により、緊急度の高いものから順次処理施設、埋立基地、中継基地の建設を行なう。

処理体制の具体化にあたっては、国へ関係法令の整備および財政援助措置を強力に要望する。

(6) 地域公害防止計画との関連

施設整備計画としての公害防止計画は本実施計画によるが、その推進については、公害対策基本法により策定される大阪地区の公害防止計画と十分調和を図るものとする。

< 事業計画 >

事業名	事業内容	備考
公害発生源工場 移転跡地買上	いかり酸化物発生源工場(320) の移転跡地買上	住宅、公園等の公共施設用地(約90 ha)としていかり酸化物発生源工場 (160)および騒音振動発生源工 場(20)を転用
公害防止設備 資金融資	設備設置又は改善費の1/2を融資 融資額に対し年5%の利子補給	
監視機構	(1) 大気汚染 テレメータシステムによる常時 監視機構の整備 モニタリングステーションの設置 10 自動車排ガスステーションの設置 6 移動観測車 2 タワー観測ステーションの設置1 管理センター(情報処理装置を含 む)の設置 1 (2) 水質汚濁 テレメータシステムによる常時 監視機構の設置 モニタリングステーションの設置 13 移動ステーション 1 管理センターの設置 1	テレメータシステムの全体計画 モニタリングステーション 13 自動車排ガスステーション 6 移動観測車 2 タワー観測ステーション 2 管理センター(情報処理装置を含 む) 1

事業名	事業内容	備考
水質汚濁対策	(1) 国施行事業 寝屋川へ淀川から浄化用水 20m ³ /秒を流入する導水 路工事 (2) 府施行事業 神崎川、西島川、左門殿川、 正蓮寺川の汚泥浚渫	市施行の主要関連事業 (1) 下水道整備 (2) 水門、可動堰の整備 (河川整備事業) (3) 廃油処理施設の建設 (港湾整備事業)
地盤沈下対策		主要関連事業 (1) 工業用水道整備 (2) 高潮対策事業 防潮堤かさ上げ、防潮大水門 設置、排水施設の設置、橋梁 かさ上げ

3. 大阪市公害対策審議会に対する諮問及び同審議会の答申

(諮問)

大総合第600号

昭和44年7月24日

大阪市公害対策審議会
会長 梶原三郎 殿

大阪市長 中馬 馨

大気汚染にかかる当面の 施策について(諮問)

現在、国会において、〔公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法〕が審議中であり、また、大阪府においては、大気汚染防止法にもとづき、工場からの排出ガスの規制についての計画(ブルースカイ計画)が発表され、大気汚染防止対策も具体的実施段階に入っております。

つきましては、当面必要と思われます次の問題について、審議会の意見を求めます。

記

1. 公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて
2. ビル暖房の規制について
3. 大阪市環境管理基準の改定について
4. 西部臨海特別地区対策について

(答申)その1

昭和44年10月24日

大 阪 市 長
中 馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会
会長 梶 原 三 郎

昭和44年7月24日付、大総合第600号にて諮問のありました「ビル暖房規制」について、次の通り答申します。

ビル暖房等の規制について

大阪市における大気汚染は、工場、事業場から排出されるばい煙その他有害ガスや、自動車の急激な普及にともなり排出ガス等の増加により大きな社会問題となっている。

とくにいおう酸化物については、石炭から重油への燃料転換にともない増加の傾向にあり、人体への影響等から最も重要視されている。

国においても、昭和43年6月に、従来の「ばい煙」の排出の規制等に関する法律を「大気汚染防止法」に改正し、法対象のばい煙発生施設なら

びに排出基準の大巾な改善をおこなった。また昭和44年2月にいおう酸化物について環境基準の閣議決定をみるにいたった。

しかし、市域内にあつては、大気汚染防止法の排出基準が完全に覆行されたとしても、現状における汚染状況からみて環境基準を達成することはほとんど不可能と推測される。

そのため、本年7月大阪府においては、大気汚染環境基準達成計画（ブルースカイ計画）の一つとして、いおう酸化物を多量に排出している工場に対し、改善指導計画をうちだし、亜硫酸ガス排出量の低減に努めている。

一方、大都市における大気汚染の形態は、複雑であり、大発生源のみの亜硫酸ガス排出量をおさえたとしても、都心部における汚染濃度を環境基準にまで低減することは期待できないので具体的にその目標を達成するためには非生産施設（ビル暖房等）に対してもブルースカイ計画第2号として次のように行政指導をおこなうことが必要である。

具体的規制方針

1. 昭和45年度以降において非生産の法対象施設で使用する燃料は、いおう分が1.0%以下であること。
2. 昭和47年度以降において総燃料使用量が多い事業場についてはさらに、いおう分の少ない燃料への転換を検討すること。
3. 今後、新設されるビル暖房等の施設は、経済的ならびに技術的要素を勘案し、いおう酸化物を排出しない施設（たとえば、電気またはガスによる冷暖房施設）を設置せしめること。

なお上記の規制方針を推進するために、次のことに留意すべきである。

1. 設備改善費の融資助成をはかること。

2. 指導の強化をはかること。

3. 国への要望

(ア) 低価格燃料の円滑な供給をはかること。

(イ) 大気汚染防止法におけるビル暖房等の規制強化をはかること。

(答申)その2

昭和44年12月 日

大阪市長
中 馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会
会長 梶 原 三 郎

昭和44年7月24日付 大総合第600号にて諮問のありました「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ」について、次の通り答申します。

公害に係る健康被害の救済に関する
大阪市の方向づけについて

大阪市における大気汚染は、産業の急速な発展にともない、工場、事業所から排出されるばい煙その他の有害ガス等により大いなる社会問題となっている。

そのため、大阪市内においては、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守させるとともに、国の定める環境基準を早期に達成するため、臨海部の

大工場群に対しては、大阪府のブルースカイ計画第1号、ビル暖房等による冬期の市内中心部の局地汚染に対しては大阪市のブルースカイ計画第2号により、いおう酸化物排出量の低減に努めている。

また、高濃度汚染地区と見做される西淀川区については、昭和42年度より、大阪府は大気汚染の特別対策地区として、綿密な汚染状況の調査と230工場に及ぶ発生源調査を進めつゝ、主要工場に対し排出量抑制の行政指導を進めてきた。

しかしながら、最近における医学的、疫学的諸調査結果によれば、極めて限られた局地高濃度汚染地域における一部住民に健康上の影響が現われつゝあることが明らかにされてきた。

このような状況下において、国においては事業活動その他、人の活動ともなって相当範囲にわたる著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合、その疾病にかかった者に対し医療費、医療手当等の支給措置を講ずることにより、その者の救済を図ることを検討して来たが、この度の第62回国会において、この法律案が可決されるに至った。

そこで現在までの汚染状況の推移、被害状況発生源に対する指導状況を検討した結果、次の結論を得た。

1. 本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源における排出規制と排出抑制が、その行政の基本であることをここに改めて認識すべきである。
2. 大気汚染による被害について、その区域を画することは、きわめて困難であるが、大阪府における現在までの環境汚染状況や慢性気管支炎の有症者率からみて、法による救済の対象地域としては、西淀川区全域をその対象地域とすることが適当であると考えらる。

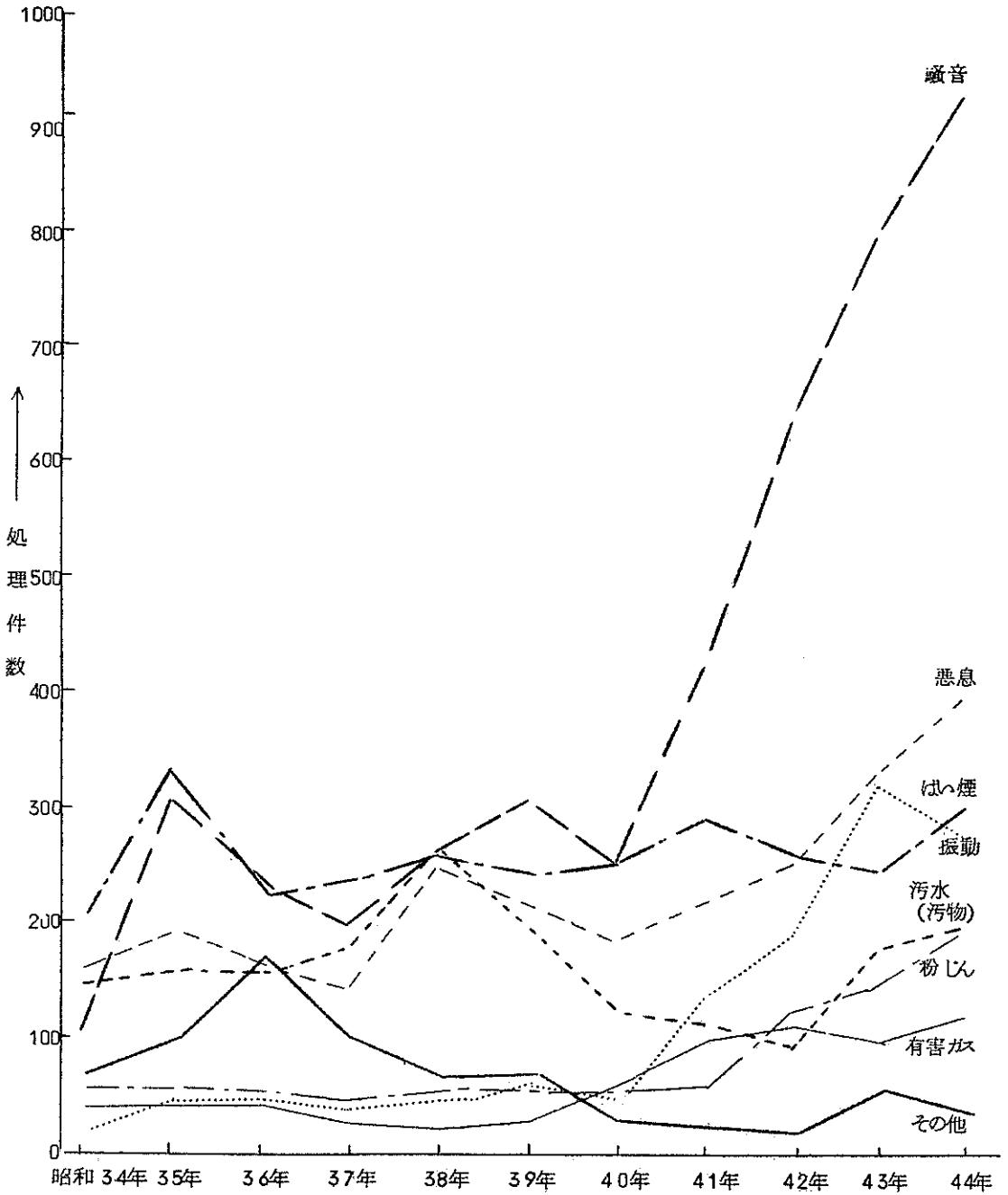
4. 陳情公害処理の累年変化

(昭和34年～44年12月31日)

年別	種類		総計	騒音	振動	ばい煙	有害ガス	汚物 (汚水)	粉じん	悪臭	その他
	項目	種別									
昭和34年	陳情件数	821	112	21	205	39	148	60	166	70	
	被害人口	54,640	4,696	1,079	20,489	2,956	5,226	2,057	15,973	2,166	
昭和35年	陳情件数	1,256	310	47	336	41	167	61	195	99	
	被害人口	60,025	11,388	1,078	17,422	2,731	4,241	4,718	12,765	5,682	
昭和36年	陳情件数	1,109	231	46	224	39	155	58	165	171	
	被害人口	76,379	15,230	2,144	25,348	3,784	6,577	3,543	14,210	5,543	
昭和37年	陳情件数	959	200	33	232	26	178	45	144	101	
	被害人口	67,598	9,556	1,618	29,902	3,639	9,405	2,997	7,272	3,209	
昭和38年	陳情件数	1,220	264	44	260	23	260	56	248	65	
	被害人口	228,941	7,167	731	14,938	1,844	5,467	1,591	19,425	2,944	
昭和39年	陳情件数	1,184	307	64	240	30	198	58	214	73	
	被害人口	85,547	9,720	2,388	15,845	1,819	5,976	1,571	40,356	7,872	
昭和40年	陳情件数	1,005	252	49	250	61	125	56	186	26	
	被害人口	159,669	10,877	1,410	20,469	29,458	7,209	5,729	81,856	2,660	
昭和41年	陳情件数	1,375	422	134	289	102	114	72	219	23	
	被害人口	89,286	11,485	5,042	21,052	20,326	2,412	3,684	24,060	1,225	
昭和42年	陳情件数	1,680	629	192	259	116	92	126	250	16	
	被害人口	122,623	16,623	5,568	33,582	15,379	3,260	9,158	38,670	383	
昭和43年	陳情件数	2,172	791	322	245	102	177	150	330	55	
	被害人口	130,000	20,163	8,063	11,757	44,001	3,379	7,286	34,811	540	
昭和44年	陳情件数	2,425	913	275	297	121	200	193	391	35	
	被害人口	114,697	17,940	6,369	10,297	19,088	14,696	17,450	28,035	822	

(大阪市衛生局調)

陳情公害処理件数の種類別・年別



5. 公害関係予算総括表

(公害対策部・衛生局・土木・教委・経済)
昭和45年4月現在(単位:千円)

項目	公害対策部			衛生局(保健所)			土木・教委・経済(工研)			合計		
	45年度	44年度	増(△)減	45年度	44年度	増(△)減	45年度	44年度	増(△)減	45年度	44年度	増(△)減
	501,150	300,000	201,150							501,150	300,000	201,150
工場跡地買収事業費												
地盤沈下対策費	8,411	10,055	△1,644							8,411	10,055	△1,644
大気汚染対策費	43,944	27,561	16,383	11,182	14,208					69,334	38,743	30,591
騒音振動防止対策費	3,977	6,004	△2,027	8,260	7,448	812	50,000	50,000	0	62,237	63,452	△1,215
水質汚濁対策費	20,273	5,590	14,683	9,726	4,292	5,434	10,301,000	7,917,000	2,384,000	10,303,999	7,926,882	2,404,117
悪臭防止対策費	969	700	269							969	700	269
産業廃棄物処理対策費	10,680	0	10,680							10,680	0	10,680
健康対策費				71,337	3,092	68,245	61,618	0	61,618	132,955	3,092	129,863
公害一般事務費	6,030	5,748	282	48,634 (16,420)	46,403 (2,704)	2,231 (13,716)	1,000	0	1,000	55,664	52,151	3,513
(小計)	595,434	355,658	239,776	163,347 (16,420)	72,417 (2,704)	90,930 (13,716)	11,413,618	7,967,000	2,446,618	11,172,999	8,395,075	2,777,324 (13,716)
融資基金費				250,000	220,000	30,000				250,000	220,000	30,000
計	595,434	355,658	239,776	413,347 (16,420)	292,417 (2,704)	120,930 (13,716)	10,413,618	7,967,000	2,446,618	11,422,999	8,615,075	2,807,324 (13,716)

衛生研究所・保健所()内数

6. 大阪市公害対策関係事務分掌表

市長室

行政調査課 [都市行政に係る他都市との連絡協力に関すること

連絡課 [国及び公共団体等との連絡に ◦

同和対策部 企画課 [同和対策関連施策の連絡調整に ◦

財政局

主税部

固定資産税課 [公害防止設備に係る固定資産税の減免に ◦

総合計画局

公害対策部

公害対策の総合的調査、企画及び立案

公害防止計画の立案

公害対策に関する連絡調整及び啓蒙

企画課 産業廃棄物に関すること

公害発生源工場の跡地の買収に関すること

建築物用地下水のくみ上げの規制

公害対策審議会に関すること

技術課

公害対策の技術的調査及び研究

大気汚染管理センター及びモニタリングステーションの管理運営

公害発生施設の検査及び改善

企画調整部

企画調整課

総合計画の調整、立案及び実施計画に関すること

近畿圏整備計画その他広域圏計画に ◦

総合計画に係る事務事業の総合調整に ◦

計画部

都市計画課

都市計画の調整及び立案に関すること

都市施設建設計画の調査、立案及び連絡調整に ◦

都市計画法及び土地区画整理法による建築物の規制に ◦

- 工場等制限法の施行に関すること
- 交通対策の企画及び連絡調整 ◦
- 駐車場に関すること
- 都市開発資金（工場等敷地買上げ） ◦
- 再開発計画課
 - 総合的土地利用計画の調査及び立案 ◦
 - 総合的都市施設建設計画の基本調査及び立案 ◦
 - 市街地再開発計画の調査及び立案 ◦

街 路 部

- 特定街路課
 - 都市計画街路 淀川南岸線その他の特定街路事業の企画、立案及び実施 ◦
 - 都市計画街路事業のうち立体交差及び特殊構造物の調査、立案及び実施に関すること

- 街 路 課 都市計画街路に関すること

民 生 局

- 社 会 課 地区改良事業（道・上・下・水等）に関すること

経 済 局

- 庶 務 課 工場立地に関すること
- 振 興 課 商工業の振興に関すること
- 金 融 課 中小企業金融に関すること
- 農 畜 産 課 水利施設、排水路の改修等に ◦

工業研究所

- 機 械 課 騒音防止技術の改良、開発に関する研究
- 有機化学第1課 水質汚濁及び悪臭の防止技術の改良・開発に関する研究
- 無機化学課 に関する研究

衛 生 局

- 環境衛生課 上水道、下水道、浄化そうその他環境衛生に関すること

- 公害指導課 主 幹
 - ┌ 公害防止に関する規制、調査及び助成
 - ├ 公害防止計画の基礎調査
 - ├ 大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害の防止
 - ├ 技術指導
 - └ 公害防止関係団体の指導育成
- 保 健 所
 - ┌ 大気汚染防止法、騒音規制法及び府条例に関する法令その他環境衛生
 - └ 関係法令に関する事務

衛生研究所

- 環境医学課 粉じん、ガス等の公害に関する研究
- 衛生工学課 工場廃水その他公共用水に関する研究

清 掃 局

- 施 設 課 清掃施設に関すること
- 作業第1課 ごみ処理事業の実施に 〳
- 作業第2課 し尿処理事業の実施に 〳

土 木 局

土 木 局

- 路 政 課
 - ┌ 道路に関すること
 - └ 河川の改良、浄化、埋立等及び河川高潮対策事業
- 道路建設課
- 道路補修課
- 交通安全施設課
- 河川課 に関すること
- 橋 梁 課 橋梁に関すること

下水道本部

- 管 理 課 下水道、処理場、ポンプ場等下水道事業に関する
- 普 及 課 こと

第1建設課

第2建設課

機械課

都市再開発局

再開発部

第1課 市街地改造に関すること

第2課 都市再開発に　　◇

都市改造部

整地課 土地区画整理事業に関すること

新大阪駅周辺都市改造部 同地区の土地区画整理事業に　　◇

公園部

建設課 都市公園の建設に関すること

管理課 　　◇　　管理に　　◇

緑化課 植樹等緑化に関すること

建築局

住宅建設課 住宅の供給

住宅改良課 住宅地区改良事業の実施

建築部

指導第1課 建築基準法の施行に関すること

指導第2課 都市計画法の開発許可等に　　◇

審査課 建築確認に　　◇

港湾局

技術部

管理課 北港埋立地の管理に関すること

計画課 地盤沈下対策事業（大阪港高潮対策事業）の推進

南港開発部

企画課 南港埋立地の工場立地計画に関すること

管理部

港管課 港湾区域内の水面清掃　　◇

水道局

業務部

主

幹

- ┌ 水資源開発に関すること
- └ 水源の水質汚濁防止に関すること

工業用水道部

業務課 工業用水道に関すること

水質試験所 水質についての試験、調査及び研究の受託

消防局

予防課 特殊可燃物保安取締に関すること

指導課 危険物保安取締に関すること

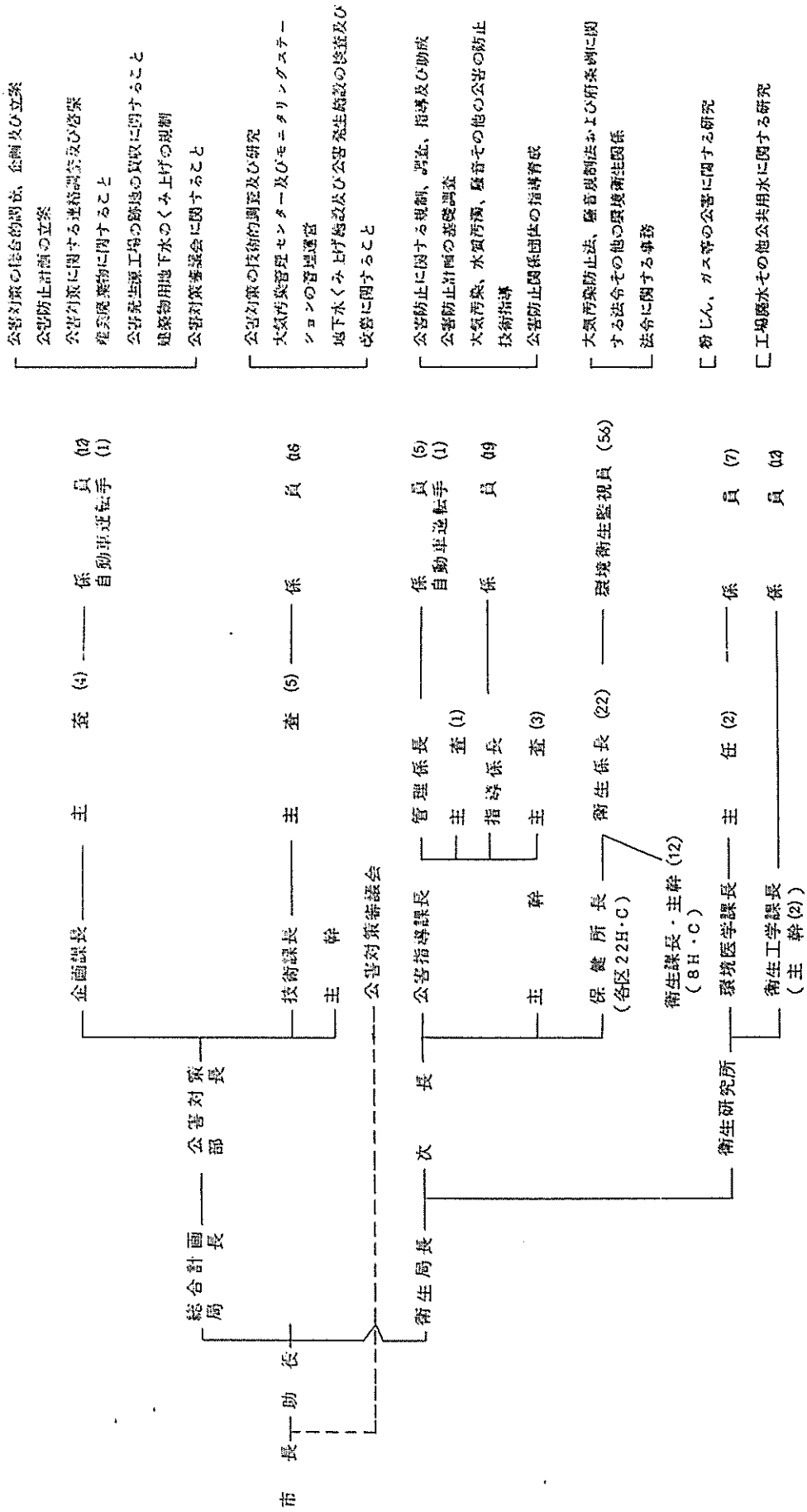
教育委員会

施設課 教育機関の建物の建設設計 ◊

学校保健課 学校騒音被害等保健衛生 ◊

7. 公害対策関係組織機構図

(主 管 部 局)



() 内数字は、昭和45年6月現在の人員

8. 公害対策関係職種別職員数

昭和45年6月現在

所 属	事 務	技 術											自動車 運転手	合 計			
		薬剤師	獣医師	機械	電気	土木	衛生工 化学	農薬化 学	燃 焼	建築	気象	金属 (工学)			その他	計	
総合計画局 公害対策部	15	2		4	3	11	1	2			1	1	1		26	1	42
	7	14	1	5			2			1	2				25	1	33
衛生局 保健所	(4)	(60)	(23)											(2)	(86)		(90)
	22 (4)	16 (60)	1 (23)	9	3	11	3	2	1	2	1	1	1	1	51 (86)	2	75 (90)

9. 公害関係協議会等一覧表

昭和45年7月1日現在

(単位：千円)

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市総合計画局 公害対策部 (会長) 阪大名誉教授 梶原三郎	委員 25名以内 (現在21名)	37.3.31	—	ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務	
2	全国公害行政主管課(室)長会議	厚生省環境衛生局 公害部	全国都道府県 指定都市	39.8.頃	—	公害防止の諸施策等に関しその趣旨の徹底を図り、地方における公害防止対策の円滑な遂行を図り、その実効を期するため	
3	七大都市公害主管部課長会議	加盟都市 持回り	東京都 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市	44.11.14	—	公害行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行ない、公害行政の効果的推進に資することを目的とする	
4	大阪府市公害行政連絡協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	42.1.10	—	府、市相互の緊密な連絡協調を図り、統一的効果的な推進を期するため	
5	大阪府都市公害問題協議会	大阪府 市長会	府下 28市	45.4.1	—	大阪府内各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする	

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
6	大阪・尼崎市公害行政連絡会	大阪市総合計画局公害対策部及び尼崎市公害室持回り	大阪市 尼崎市	4 3. 8. 7	—	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査	昭和45年5月第4回
7	大阪市公害防止会連合会	(事 務) 衛生局公害指導課 (会 長) 江崎グリコ社長西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一	北区公害防止研究会ほか各区22公害防止研究会 (東淀川区は2防止会)	3 5. 1 0 (大阪市煤煙防止会連合会として)	助成金	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等を自主実践活動を行なう他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる	
8	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(前任幹事県)幹事は関係府県持回り	東京都ほか大気汚染防止法指定地域関係府県市及び厚生省通産省	3 8.	—	法制部会、技術部会に分けて大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討会への要望	45年春第14回 於広島県
9	阪神広域スモッグ対策連絡協議会	大阪府兵庫県	(大阪府) 大阪市堺市 (兵庫県) 神戸市市 尼崎市市 西宮市市 芦屋市市 大阪管区気象台	4 0. 1 1. 1		大気汚染の広域性に対処して、広域的なスモッグ対策を推進する下部組織として大阪府・大阪市及び尼崎市から構成する。 大阪府スモッグ対策連絡協議会を開催実施している	

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
			大阪市衛生研究所等測定機関及び道産局				
10	社団法人 大気汚染 研究全国 協議会	事務局 東京都港区芝白 金台町1丁目39 国立公衆衛生院 内 会長 齊藤 潔 理事長 鈴木武夫	北海道をはじめ 34の都府県市町 と23の会社・団 体並びに約800 人の個人会員か らなっている	34.12.19	200	大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。 1.大気汚染に関する調査研究 2. * * * の連絡及び情報の交換 3.大気汚染に関する講演会研究発表会、学会等の開催 4.大気汚染に関する刊行物の発行 5.その他、この法人の目的達成に必要な事業	
11	近畿地方 大気汚染 調査連絡 会	(事務局) 大阪管区 気象台 (会長) 大阪大学 名誉教授 梶原三郎	・近畿地方の大阪府・市等関係府県市行政機関 教授 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等	31.7.20	100	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施	

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
12	西淀川区 大気汚染 緊急対策 推進会議	事務局 総合計画 局公害対 策部 (委員長) 大阪市長 中馬 馨	市長室 財政局 総合計画 局 衛生局 衛生研究 所 西淀川保 健所 土木局 下水道本 部 公園部 教育委員 会 民生局 西淀川区	4 5. 6. 2 7		西淀川区大気汚染緊急対策を強力に推進するため、次の事業をおこなう。 1. 大気汚染緊急対策の策定 2. ◦ のための調査指導啓蒙 3. ◦ について必要な連絡調整	
13	大阪自動車排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪市長 中馬 馨 大阪府知事 左藤義詮	大阪市 大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府自動車連合会協会 日本自動車連盟関西本部	4 3. 4. 2 7	なし (ただし、府市折半による経費を支出する。)	自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう 1. 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法 2. 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 3. その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項	

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
			大阪自動車販売店連盟 大阪旅客自動車協会 大阪府石油協同組合 大阪府トラック協会 大阪バス協会 大阪タクシー協会 大阪軽自動車協会 日本自動車工業会 大阪府ばい煙防止研究会 大阪市公安局防止連合会 大阪府自動車整備振興会 大阪小型自動車整備振興会				
	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 長尾 満	近畿地方建設局 大阪通商産業局 近畿圏整備本部	3 3 . 7 . 1 4	1 5 0	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策	

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
14			水資源開発公団 大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 大阪府 京都市 高槻市 枚方市 守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団			について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう。 1. 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 2. 寝屋川浄化対策事業に対する協力 3. 各河川における水質改善のための調査 4. その他、本会の目的達成のために必要な事業。	
15	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 長尾 満	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河内町 太子町 狭山町 美原町 早赤坂村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡 山田市 天理市	4 2. 5. 1 2	2 0	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。 1. 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 2. 大和川水域の水質調査に対する協力 3. 大和川水域における水質調査の調整 4. 大和川水域における下水道整備計画の促進	

番号	名称	事務局団体及会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
			榎原市 板井市 御所市 王寺町				
16	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 長尾 満	近畿地方建設局 大阪通商産業局 近畿圏整備本部 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西市 猪名川町 宝塚市 神安土地改良区	4 4.4.1 8	一	(目的) 神崎川の実態把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施し、その実効をあげる。 (事業) (1)水質保全に関する広報及びその他の運動 (2)水質改善のための調査 (3)下水道整備事業に対する協力 (4)不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5)その他必要な事業	
17	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 福島 一男	大阪海上保安監部 近畿海運局 大阪油産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間29団体	4 2.4.2 0	1 0 0	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査研究、協議し、所定の対策を推進する。 1.汚濁の実態 2.汚濁の発生原因 3.汚濁防止対策	

番号	名称	事務局団体及会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
18	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪市総合計画局(会長) 大阪市長 中馬 馨	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36.11.27	500	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う	
19	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会(会長) 新潟市長 渡辺浩太郎	東京都 川崎市 川口市 新潟県 名古屋 大阪市 西宮市 尼崎市	35.7.28	200	1.協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう。 2.研究会の開催 関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究 3.広報活動 広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する。	
20	府市産業廃棄物対策連絡協議会(仮称)	大阪府 大阪市 交互に分担	大阪府 関係部局(企画部 外部局) 大阪市 関係部局(総合計 画局外6 部局)	45.7.		産業廃棄物処理対策に対する府市相互の連絡協議	
21	産業廃棄物関係局長連絡会議	総合計画局公害対策部企画課	総合計画局 衛生局 港湾局 清掃局 経済局 土木局	44.1.1.1		大阪市における産業廃棄物処理・処分問題の検討、処理計画の承認	
22	生活環境審議会 清掃部会 都市産業廃棄物分科会	厚生省 公害部環境整備課(委員長) 財団法人 日本浄化	(委員) 石油化学工業協会 専務理事 生産部長 新井俊郎	生活環境審議会令(40 6.30政令 第229号) により設立 第1回分科会		厚生大臣の諮問機関都市産業廃棄物に係る処理処分の体系及び方法の確立について審議する。 45.6.27答申	大阪清掃局長が委員

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要	備考
		槽教育センター理事長 楠本正康	外15名 (加盟都市) 東京都 大阪府 大阪市 川崎市	44.8.8			
23	産業構造審議会 産業公害部会 産業廃棄物小委員会	通商産業省 立地公害部 公害第1課 小委員長 日本商工会議所 専務理事 影山衛司	(委員) 東大工学部教授 松木照典 外2名 専門委員 大阪市総合計画局長 福山真三郎 外8名	44.12.23		産業廃棄物処理処分体系在り方に関する検討	大阪総合計画局長 専門委員